



# 静岡市多文化共生推進計画 2023-2030

静岡市 観光交流文化局 国際交流課



## 第1章 計画の趣旨

- 1) **計画策定の趣旨** . . . . . 4
  - ① これまでの歩み
  - ② 計画が果たす役割
- 2) **計画の策定方法** . . . . . 5
  - ① 計画策定の基礎資料
  - ② 市民意見の聴取
  - ③ 市内部組織での検討
- 3) **計画の位置付け** . . . . . 6
  - ① 静岡市多文化共生のまち推進条例の位置付け
  - ② 第4次静岡市総合計画における位置付け
  - ③ 静岡市地域外交基本方針との関係
- 4) **計画の期間と進行管理** . . . . . 7
  - ① 計画の期間
  - ② 中間評価
  - ③ 進行管理

## 第2章 多文化共生を取り巻く状況

- 1) **静岡市における多文化共生** . . . . . 10
  - ① 外国籍の市民
  - ② 留学生・児童生徒・労働者
  - ③ 市民アンケートなどの調査結果
- 2) **多文化共生を取り巻く社会情勢** . . . . . 14
  - ① 国の動き
  - ② 静岡県の動き
  - ③ その他

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1) **多文化共生のまちの実現に向けて** . . . . . 17
- 2) **計画の基本的な考え方** . . . . . 18
- 3) **計画の目標** . . . . . 19

## 第4章 施策の柱

- 1) **施策1 安心できる生活環境づくり** . . . . . 21
- 2) **施策2 教育の機会や場づくり** . . . . . 22
- 3) **施策3 地域における交流の場づくり** . . . . . 23
- 4) **施策4 多文化共生のまちの担い手づくり** . . . . . 24

施策ごと「①施策の方針」「②成果指標」「③主要事業」

## 第5章 計画の推進体制

- 計画の推進体制** . . . . . 26
  - ① 審議機関
  - ② 検討組織

## 第6章 日本語教育推進基本方針

- 静岡市日本語教育推進基本方針** . . . . . 28
  - ① 日本語教育の現状と課題
  - ② 基本方針
  - ③ 主要事業

### 【参考】

- 静岡市多文化共生推進計画2015-2022（第1期） . . . . . 8
- 在留資格一覧 . . . . . 30
- 静岡市多文化共生のまち推進条例 . . . . . 31

# 第1章 計画の趣旨

# 1) 計画策定の趣旨

## ① これまでの歩み

### 静岡市国際化推進計画（2005～2014）

1950年代から姉妹都市交流を主とした国際化の取組を進めてきた本市では、1990年代から、国の出入国政策を受け外国からの定住者の著しい増加がみられるようになりました。このため、政令指定都市となる2005（平成17）年に合わせ、『静岡市国際化推進計画』を策定しました。本市が目指す国際化を「世界中の様々な人や多様な文化が静岡で出会い、交流し、そこで新たな価値を生み出すことにより、本市に暮らす住民一人ひとりの生活を、潤いあり、豊かなものにする」と表しました。

### 静岡市多文化共生推進計画（2015～2022）（第1期計画）

2006（平成18）年になると、国は『地域における多文化共生推進プラン』を定め「多文化共生」という語句を用い、外国人住民の社会統合政策の実施を地方自治体に求めました。本市は、国際化推進計画において既に取り組んでおり、計画期間の満了に合わせ、多文化共生に焦点を当てた『静岡市多文化共生推進計画』を策定することとしました。

その計画では、「異なる文化や価値観を認め合い、その違いを社会の豊かさとして捉え、外国人と日本人の住民双方が地域社会を担う対等なパートナーとして暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、①外国人住民の命を守る危機管理、②日本人住民への多文化共生への理解促進、③外国人住民の社会貢献活動への支援、の3点を重点目標として、120を超える幅広い事業展開を図りました。しかし、計画期間中も外国人住民は急激に増加し、本市の将来を見据え、多文化共生を市民に広く浸透できるよう、恒久的な指針策定の必要性が高まりました。

そして、計画期間が終わる2023（令和5）年3月に先駆け、本市が将来にわたり多文化共生を進める上での礎となる条例の制定を目指すこととしました。【 [関連ページ P8](#) 】

### 静岡市多文化共生のまち推進条例の制定

2022（令和4）年7月12日、『静岡市多文化共生のまち推進条例』が市議会で可決、即日施行され、多文化共生社会に向けた指針が誕生しました。

条例では、本市における多文化共生の将来像を「多文化共生のまち」と表し、「全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち」と定義しました。そして、そのまちを推進していくための基本理念や市、市民、事業者・団体の責務、市の施策の基本的な事項などを定めました。

【 [関連ページ P17](#) 】

## ② 計画が果たす役割

### 計画期間中の基本的な考え方と目標を定める

この計画では、条例に示した多文化共生のまちの実現に向け、計画期間を定めて、その期間中における多文化共生のまち推進の基本的な考え方と目標を明らかにします。

### 施策の柱と成果指標を定める

多文化共生のまちの推進にあたり、市は多くの事業に取り組みます。計画では、市の事業がどのような趣旨のもとに行われるのか分かりやすく「施策の柱」として体系化し、それぞれの方針を定めます。また、施策の柱ごとに数値目標である「成果指標」を定め、効果を検証できるようにします。

### 総合的かつ計画的に事業を実施する

施策の柱ごと成果指標の達成に必要な関連事業を毎年度予算化し、着実に展開する必要があります。このため、本市の状況を俯瞰した「総合的」な観点と、次期や優先順位を考慮した「計画的」な観点の両面から関連する事業を管理します。

# 2) 計画の策定方法

## ① 計画策定の基礎資料

### アンケート調査結果

この計画の策定にあたっては、次の調査結果を主に活用しています。

#### 令和2年度 外国人住民アンケート2020

##### <調査概要>

対象：静岡市在住の18歳以上の外国籍市民（無作為抽出）  
 調査方法：調査依頼（8か国語）と調査票（フリガナ付き日本語）を郵送、郵送またはインターネット（8か国語回答フォーム）で回答  
 期間：2020（令和2）年10月14日～11月10日  
 調査回収結果：発送数 3,000 有効回収票 890(29.7%)

#### 令和3年度 多文化共生のまちづくりアンケート

##### <調査概要>

対象：静岡市在住の16歳から75歳までの日本国籍市民（無作為抽出）  
 調査方法：調査依頼と調査票を郵送、郵送またはインターネットで回答  
 期間：2021（令和3）年5月11日～6月3日  
 調査回収結果：発送数 2,000 有効回収票 772(38.6%)

その他、住民基本台帳をもとにした統計情報、各種ヒアリング調査（外国籍の労働者を雇う事業所、留学生が通う日本語学校・専門学校・大学、技能実習生を監理する管理団体、外国籍の住民が生活する自治会・町内会など）、出入国在留管理庁の資料などを活用しています。

【 [関連ページ P12～13](#) 】

## ② 市民意見の聴取

### パブリックコメント、静岡市多文化共生協議会

計画の策定は、条例第11条第3項に規定があり、多くの市民の意見を反映できるよう、市民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施し、検討しました。また、条例策定時のパブリックコメントの意見も参考にしました。

さらに、条例第11条第2項の規定にもとづき、本市の多文化共生施策を審議する附属機関「静岡市多文化共生協議会」に諮問し、受けた答申をもとに計画の骨子を策定しています。

#### 静岡市多文化共生推進計画案パブリックコメント

##### <パブリックコメント実施概要>

意見募集期間：2022(令和4)年12月26日～2023(令和5)年1月25日  
 意見の提出方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子申請  
 提出者数：133人 意見数：242件

#### 静岡市多文化共生のまち推進条例骨子案パブリックコメント

##### <パブリックコメント実施概要>

意見募集期間：2022(令和4)年1月26日～2月25日  
 意見の提出方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子申請  
 提出者数：93人 意見数：236件



静岡市多文化共生協議会  
での審議

## ③ 市内部組織での検討

### 静岡市多文化共生関係課長会議

第1期計画の進捗を踏まえ、この計画をもとに全庁的な取組を推進するために関係81課との情報共有、検討を行いました。

# 3) 計画の位置付け

## ① 静岡市多文化共生のまち推進条例の位置付け

### 市の責務を果たす

条例では、市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施する責務があります。その責務を果たし、計画的に施策を実施するために、条例に示された手順に沿って、この計画を策定、公表します。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

#### (多文化共生推進計画)

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

この計画の中で、点線の枠  内に書かれた内容は、静岡市多文化共生のまち推進条例の規定を抜粋したものです。

## ② 第4次静岡市総合計画における位置付け

### SDGsの推進と横断的視点

「多文化共生の推進」は、『第4次静岡市総合計画』の基本計画において、時代の要請や国際社会からの期待に応えるために重要な横断的な視点の一つとして位置付けられます。

SDGsのゴール10「人と国の不平等をなくそう」に、特に資する視点として、全ての市民が国籍・民族等により差別的扱いをされず、多様な文化や生活習慣が尊重され、あらゆる場面において互いに助け合い、学び合う社会の実現を目指すこととしています。



## ③ 静岡市地域外交基本方針との関係

### 静岡市地域外交基本方針2023 - 2030

この計画は、「地域外交を通じた「世界に輝く静岡」の実現」を目的とした『静岡市地域外交基本方針(推進期間2023(令和5)年～2030(令和12)年)』とともに、本市の国際化推進の両輪となる計画として位置付けます。

# 4) 計画の期間と進行管理

## ① 計画の期間

### 8年計画

この計画の期間は、第4次静岡市総合計画と合わせ、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。条例に定義された多文化共生のまちの実現に向けて、直近8年間の方針や目標などをこの計画で定め、多文化共生のまちの推進を図ります。

## ② 中間評価

### 2026年度の中間評価

社会経済情勢の変化に対応した多文化共生のまちを推進するために、計画どおりに施策が進められている場合であっても、2026（令和8）年度に、計画の中間評価を行い、必要に応じて計画の変更を検討します。

## ③ 進行管理

### 毎年度の進捗把握

計画に関連する事業について、毎年度の進捗状況を把握し、計画変更の必要がないか進行管理を行います。また、総合計画や関連計画、関係法令の改正などに伴い、必要な場合は、計画の変更を検討します。

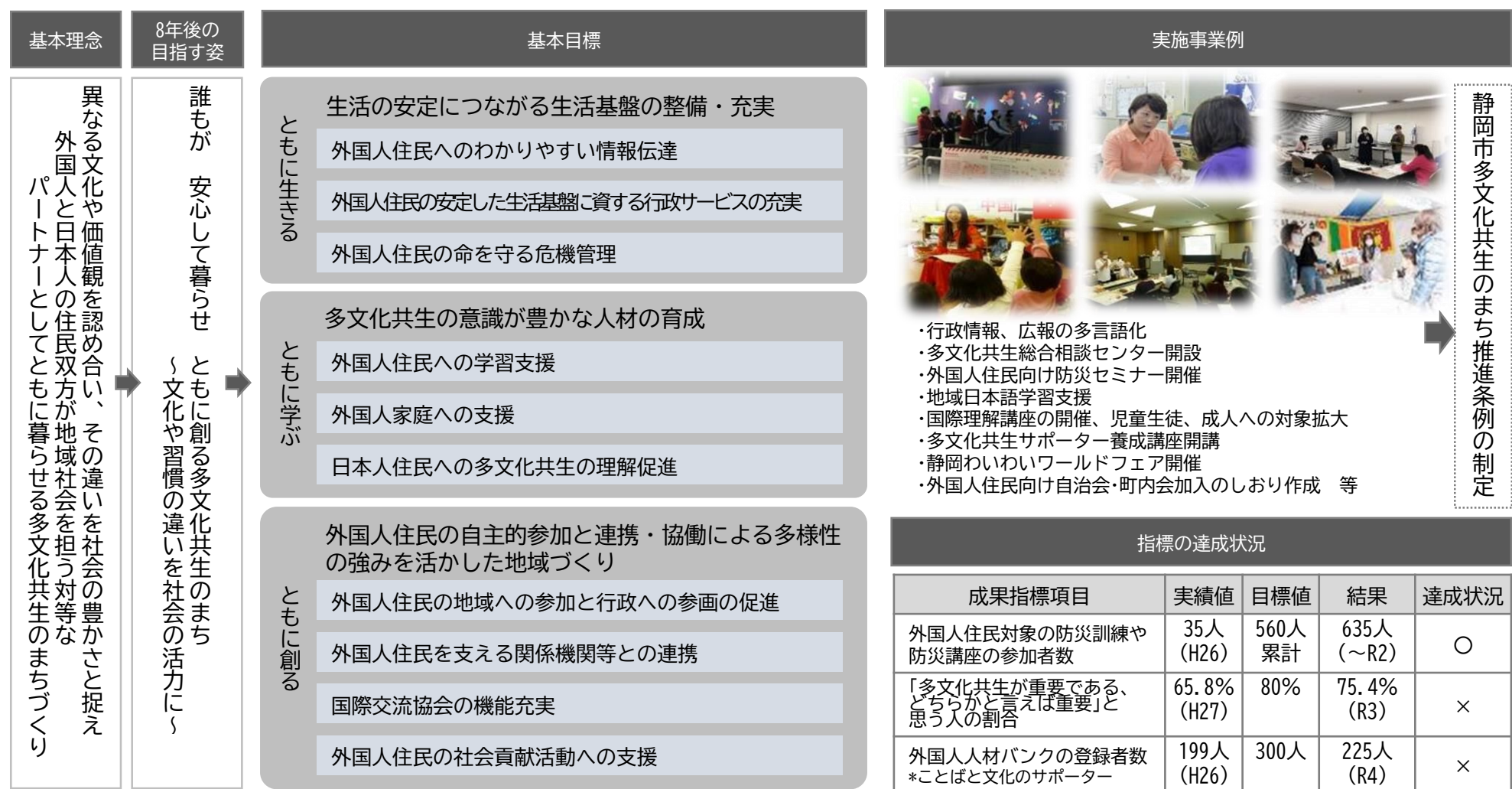
### 計画の期間と進行管理

		2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	
第4次静岡市総合計画		→								
静岡市 多文化共生 推進計画	計画の主要部分 (施策の方針、 成果指標など)					中間評価				評価・次期計画策定
	関連事業	→	→	→	→	→	→	→	→	
		毎年度の進行管理								

# 【参考】静岡市多文化共生推進計画2015-2022(第1期)

2014年策定の多文化共生推進計画（通称『多文化共生のまち●しずおかプラン』）は、「異なる文化や価値観を認め合い、その違いを社会の豊かさとして捉え、外国人と日本人の住民双方が地域社会を担う対等なパートナーとしてともに暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とし、10の基本目標に基づく施策の推進に取り組みました。

計画に掲げた3つの成果指標のうち2つは、数値を伸ばしたものの目標を達成できませんでした。しかし、各種施策を計画的に展開し、最終年度である2022年度、多文化共生の恒久的推進について明文化した「静岡市多文化共生のまち推進条例」の制定を果たしました。





## 第2章 多文化共生を取り巻く状況

# 1) 静岡市における多文化共生

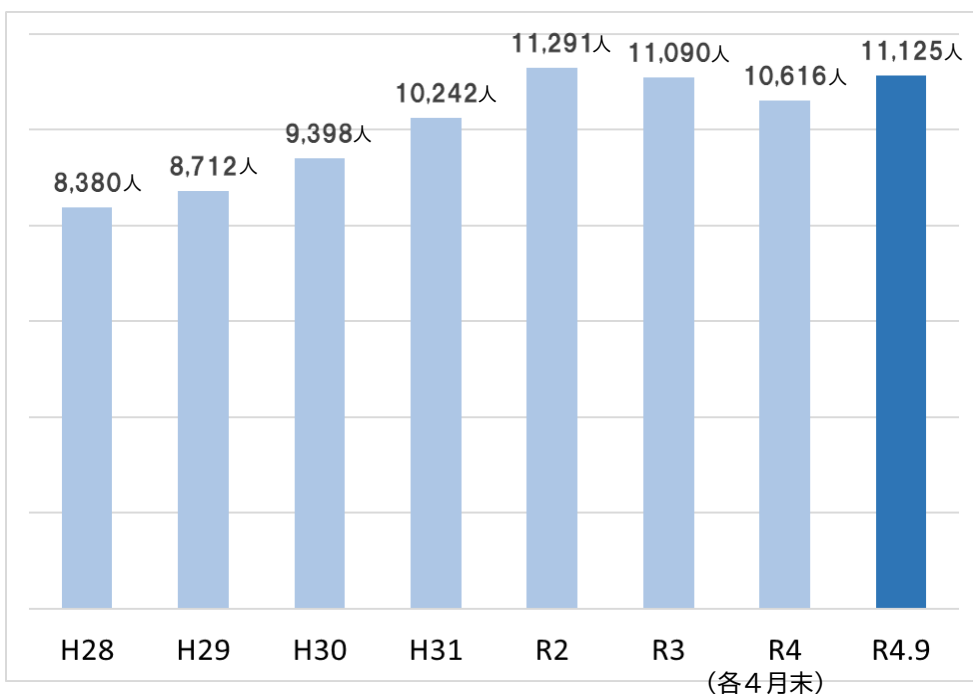
## ① 外国籍の市民

### 外国籍の市民（外国人住民数）の推移

2022（令和4）年9月末現在、外国籍の市民は、11,125人で、総人口の685,164に占める割合は、1.62%です。人口減少が進む中において、外国籍の市民の数は、2013（平成25）年頃から著しく増えています。

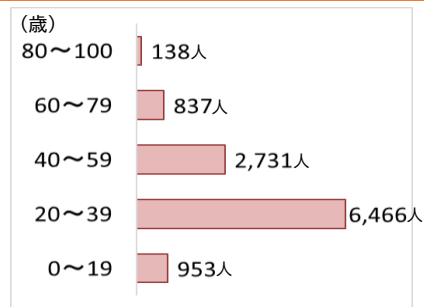
近年は、新型コロナウイルスの水際対策で入国が制限され減少しましたが、一時的な影響と考えられ、国による外国人材の受入れ拡大が引き続き進められており、全般的に増加傾向にあります。

外国人住民数（静岡市）



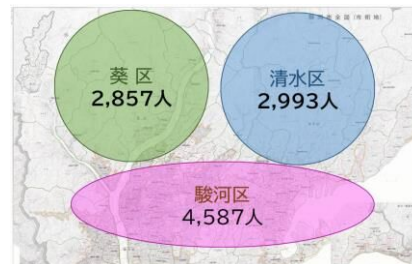
### 年代別

少子高齢化が進む中、外国籍の市民は、留学生や技能実習生が多いことから、20代から30代前半の若い世代が全体の半数を超えています。



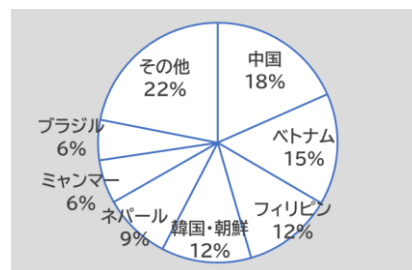
### 地区別

3つの行政区の中では、駿河区が最も多く、全体的には、県西部などにみられるような特定地区に集住することはなく、市内各所で生活しています。



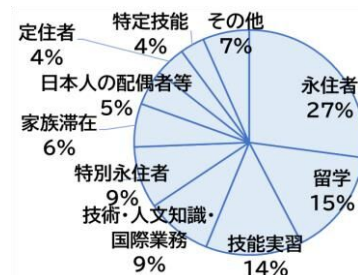
### 国籍別

中国籍の人が全体の約2割、ベトナムやネパールなどアジアの国籍の人々が増加しています。約90の多国籍で多様な文化を持つ市民が暮らしています。



### 在留資格別

期間や活動に制限のない「永住者」が、全体の4分の1を占めています。他都市と比べて「留学」の在留資格の人の割合がとても高いといえます。



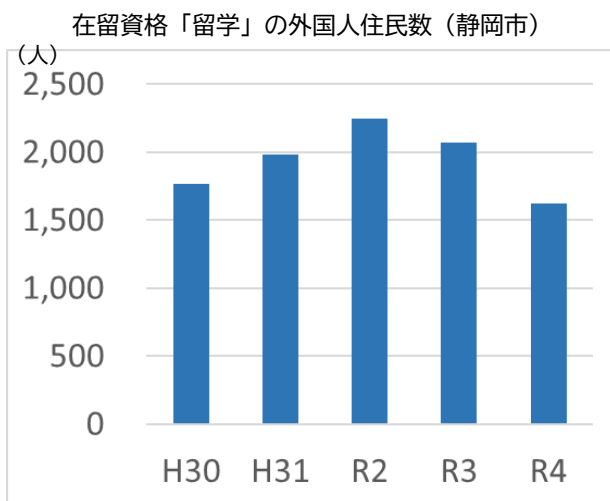
# 1) 静岡市における多文化共生

## ② 留学生・児童生徒・労働者

### 留学生

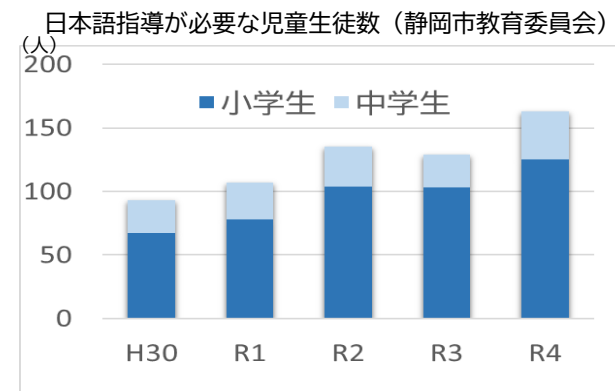
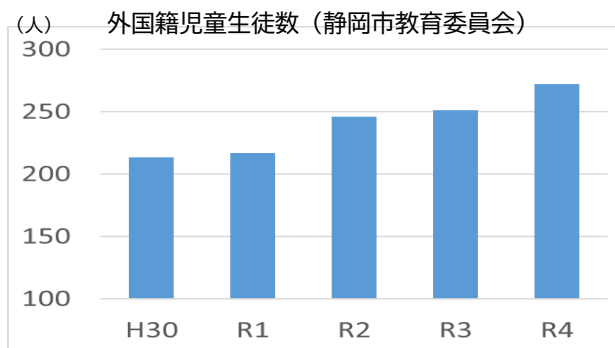
市内には、大学、専門学校、日本語学校があり「留学」の在留資格で日本語教育や高等教育を受ける市民が多いことは、本市の多文化共生を進める上での大きな特色の一つといえます。

2020（令和2）年度の2,249人をピークに、新型コロナウイルスの水際対策の影響により、近年は減少していますが、留学生の入国は回復する傾向にあります。



### 児童生徒

小中学校に通う外国籍の児童生徒の数は年々増え、2022（令和4）年度は、272人です。また、父母どちらかが日本人であれば子は日本国籍になるため、学校で日本語指導が必要な子どもは、国籍を問わず、急増傾向にあります。教育現場の多様性への対応が求められています。

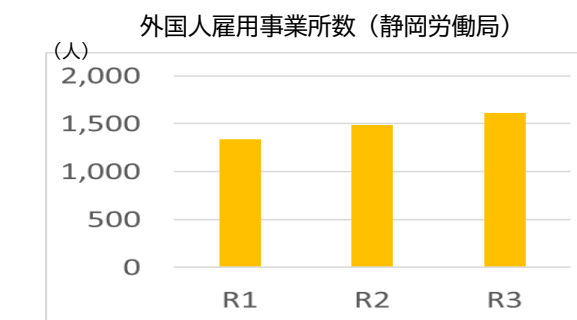
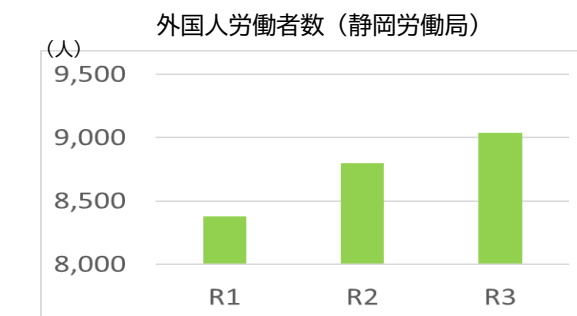


### 労働者

本市は、地方経済の中心都市であり、専門的な「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ市民が数多く暮らしています。

また、外国人材の受入拡大を背景に技能実習生も増加しています。

静岡労働局の調査では、2021（令和3）年に、9,040人の外国人労働者が働いており、雇用する事業所も1,611件と増加傾向にあります。



# 1) 静岡市における多文化共生

## ③ 市民アンケートなどの調査結果

### 令和2年度 外国人住民アンケート2020

2020（令和2）年、外国籍の市民3,000人（無作為抽出／回答数890）を対象に行ったアンケートから、次のような実態が分かりました。

- 仕事をしている・・・8割
- 中学生以下の子どもがいる・・・4人に1人
- 子どもには日本の大学か専門学校を卒業希望・・・6割
- 地域活動などにも何も参加していない・・・4割
- 外国人ということで差別された経験がある・・・4割
- 日本語を学びたい・・・半数以上
- 今後もずっと日本に住む予定・・・半数弱
- 静岡市はとても暮らしやすい・・・3人に1人
- 卒業後は日本で就職したい留学生・・・半数以上
  - ・ うち静岡市内で就職したい・・・3人に1人

また、総合的に本市の外国籍市民の意向などについて、次のようなことを把握できました。

- 生活における主な悩みは、日本語、お金、自分や家族の老後のこと
- 日本語や日本の文化を習いたい
- お祭りに参加したい
- 相談の相手は、日本にいる家族や日本人の友人
- 地震や水害があったときに助け合えるよう、地域の日本人と知り合いになりたい
- 子どもの学校のことなどで困ることは、自分のルーツの言語・文化を教えられていないことと、学校からの日本語の連絡や通知が読めないこと
- 市役所窓口では、やさしい日本語を使ってほしい

### 令和3年度 多文化共生のまちづくりアンケート

2021（令和3）年、日本国籍の市民2,000人（無作為抽出／回答数772）を対象に行ったアンケートから、次のような意識や自実態がみられました。

- 多文化共生を重要と思う・・・3人に1人
  - ・ どちらかといえば重要と思うを合わせると4人に3人
  - ・ 若い世代のほうが重要と思う人が多い
  - ・ 理由は多様な価値観や考え方を学ぶことができるため
- 市内に外国人の知り合いがいない・・・4割
  - ・ 40代、50代は知り合いが多い
- 外国人に対する差別を見聞きしたことがある・・・2割
  - ・ 地域、職場、学校など様々な場面でみられる

また、多文化共生を推進する上で、次のような意向があることがうかがえました。

- 外国人住民とのより良い関係のためには、お互いに挨拶などの声掛けを行う
- 市は外国人住民に、日本の文化・習慣を学ぶ機会の提供や、地域社会のルールの周知をしてほしい
- 市は日本人住民に、様々な国の文化や習慣などを学ぶ機会の提供や、外国人住民との交流機会を充実してほしい
- 外国人住民から、その国の文化を学んでみたい。

外国人住民アンケート2020



多文化共生のまちづくりアンケート



# 1) 静岡市における多文化共生

## ③ 市民アンケートなどの調査結果

### 令和2年度～3年度 ヒアリング調査など

事業所や学校などを対象に行ったヒアリングや自治会・町内会長を対象に行ったアンケート調査などからは以下のような状況もみられました。

#### 外国籍の労働者を雇う事業所 7件

- 高卒人材の雇用難で技能実習生の受入を増やしたい
- 何かあった場合の通訳の支援がほしい

#### 技能実習生を監理する管理団体 2件

- 母国と基準が違うゴミの出し方はしっかり教えている
- 実習生の相談は、体調不良や技能検定についてが多い

#### 留学生が通う日本語学校・専門学校・大学 9件

- 学生は、ごみの分別や騒音などのトラブルがある
- 病院の受診は日本語が不慣れで難しい場合がある
- 学校として日本人との交流をもっと増やしたい
- 市は、来日したばかりの学生のための生活オリエンテーションを支援してほしい
- 日本語教師の人材不足が課題

#### 外国籍の住民が生活する自治会・町内会など

- 外国人との共生に課題があると感じる・・・4人に1人
- ゴミ出しなど最低限の生活のルールを守ってほしい
- 町内で外国人との交流会を開いたらとても楽しかった
- 地域のお祭りや運動会に留学生が参加している
- 外国人の子育て世帯の方も自治会役員をがんばっている

### 静岡市多文化共生のまち推進条例骨子案パブリックコメント

2021（令和3）年、条例骨子案のパブリックコメントでは、93人から日本語または英語で236件の意見を提出いただきました。その中には、施策の4つの柱についての63件の意見など、具体的な事業についても貴重な提案がありました。

#### 施策への主な意見

- 外国人と日本人の交流会の開催
- 文化や宗教の体験
- 日本人の理解促進
- 労働環境の整備、労働についての相談充実
- 留学生の就職支援
- 緊急時の多言語対応のコールセンター整備
- 自然災害や防災の分かりやすい情報提供
- 地域の防災訓練への外国人住民の参加
- 通訳人材・ボランティアの育成
- やさしい日本語の普及
- 国の文化やルールの違いなどの学び合い
- 多文化共生教育の充実
- 日本語講座を気軽に受けられるサポート
- 小中学校の日本語教育の充実
- 市民が先生となる日本語教室の充実
- 静岡わいわいワールドフェアの拡充
- 留学生との座談会
- 地域での生活を支援するボランティアの育成
- 自治会・町内会の研修

# 2) 多文化共生を取り巻く社会情勢

## ① 国の動き

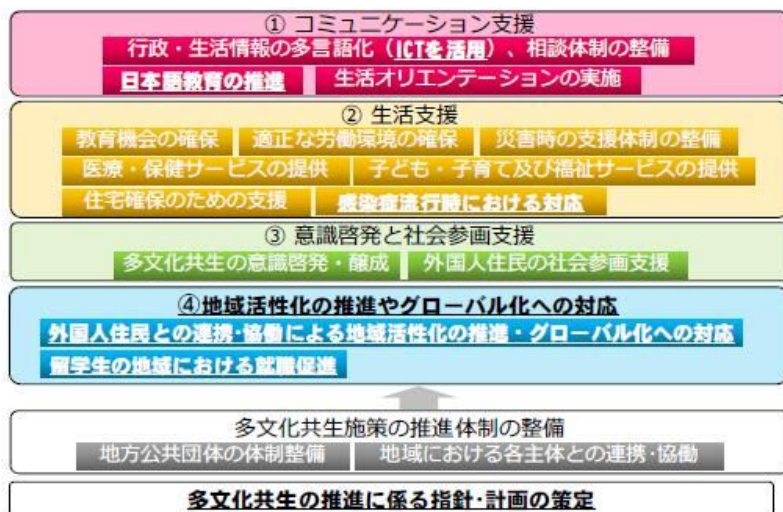
### 外国人材の受入拡大

国は、入管法（出入国管理及び難民認定法）をたびたび改正し、日本で働くことのできる資格を増やすなど、外国人労働者の受入拡大を図る出入国政策により、国内に在留する外国人を過去最高水準に増やしています。

また、特定の民族や国籍の人々への差別意識を煽るヘイトスピーチが社会問題化し、ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）を制定し、地方自治体に地域の実情に応じた施策を講ずるよう求めています。

2018（平成30）年には、『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』を定め、各省庁による横断的な社会統合政策の推進を図り、また、2020（令和2）年に『地域における多文化共生推進プラン』を改訂し、地方自治体の多文化共生の推進に関する一層の取組強化を促しています。

自治体が求められる多文化共生推進施策（『地域における多文化共生推進プラン』）



### 日本語教育の推進

2019（令和元）年、国は、日本語教育推進法（日本語教育の推進に関する法律）を制定し、自治体が地域の実情に応じた日本語教育推進施策を総合的・効果的に行うための基本的な方針（おおむね5年ごとに見直しを検討）を定め、日本語教育推進施策の策定・実施を地方自治体に促しています。

### 多文化共生のための日本語教育推進

日本で生活する人が日本語を話し、読み、書きすることは、一人ひとりレベルに違いはあるとしても、その人の安心できる生活のため、周囲の人との日常生活での意思疎通のため、そして、活発な交流によるまちの活力向上のためにも重要です。

条例第8条第2項は、「市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする」とされており、この計画に位置付ける日本語教育推進の施策推進のための基本方針について、この計画に示します。

【 [関連ページ P28](#) 】

### 日本語教育の推進に関する法律（抄） （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
（地方公共団体の基本的な方針）

第11条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

# 2) 多文化共生を取り巻く社会情勢

## ② 静岡県の動き

### 静岡県多文化共生推進基本条例

静岡県は、2008（平成20）年、全国的にも宮城県（2007年）に続き多文化共生に関する条例「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定しています。条例制定の背景には、入管法改正を受けた県西部地域の南米日系人の増加がありました。

この条例では、多文化共生を「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすこと」と定義しました。そして、多文化共生推進施策について、県の役割を明らかにするとともに、市町の役割の重要性を規定し、市町と協働した取組を行うこととしました。

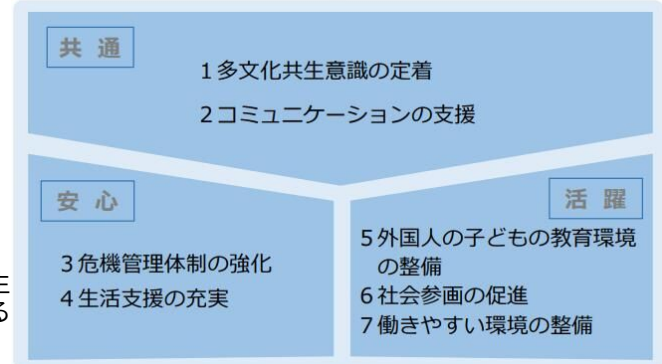
#### 静岡県多文化共生推進基本条例（抜粋） （市町との協働）

第8条 県は、多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生の推進に市町と協働して取り組むものとする。

### ふじのくに多文化共生推進基本計画

現在、静岡県は、静岡県多文化共生推進基本条例に基づく2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までを計画期間とする『ふじのくに多文化共生推進基本計画』を定めて各種施策の展開を図っています。

計画では、「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す」ことを基本目標とし、「多文化共生意識の定着」など7つの施策の柱を定めています。



『ふじのくに多文化共生推進基本計画』における施策の柱

## ③ その他

### 一般財団法人静岡市国際交流協会

市の外郭団体であり、国に地域国際化協会として認定されている一般財団法人静岡市国際交流協会は、本市の国際化推進や多文化共生の推進について、ともに活動しています。

これまでにも、外国人相談員を置いた多言語による相談窓口の運営、生活者のための日本語教室の開講など地域日本語教育の推進、異文化理解に寄与する市民イベント「静岡わいわいワールドフェア」の開催など様々な取組を連携しています。

### 多文化共生のまち推進のための関係機関との連携

条例では、市の責務として、多文化共生のまちの推進施策の実施は、国、県、関係機関と連携を図るものとされています。

国際情勢や国内の社会経済情勢の動きを注視し、国、県や一般財団法人静岡市国際交流協会、また、経済関連団体や教育関連団体、自治会・町内会や市民グループ、さらには、国連機関など、幅広い関係機関と連携し、多文化共生のまちを推進していく必要があります。

# 第3章 計画の基本的な考え方



# 1) 多文化共生のまちの実現に向けて

## 多文化共生のまちの実現に向けて

### 静岡市多文化共生のまち推進条例の制定

2020（令和2）年度と2021（令和3）年度の調査から、地域や職場、学校などの様々な所で、異なる文化や生活習慣への無知や無関心によるトラブルや差別があることが分かっています。

今後、外国籍の市民のさらなる増加とともに、永住者が高齢化することに伴う孤立化や、日本語教育が必要となる人々の増加による情報格差の拡大など、課題が深刻化していくことも予想されます。

国籍や民族に関わらず、多様な文化を背景に持つ市民が多文化共生意識を高め、助け合いや学び合いなどの交流を育み、一人ひとりが価値を創造できるよう、多文化共生のさらなる推進が重要です。

このように多文化共生の重要度の高まりを背景に、2022年7月、静岡市多文化共生のまち推進条例が制定されました。

条例では、「多文化共生のまち」を、外国籍か日本国籍かで二分化せず、ともにこのまちで暮らす仲間であることを踏まえ、「全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち」と定義しました。

そして、誰一人取り残さず、みんなとともに幸せに生活できる社会のために、助け合いや学び合いといった社会的包摂

（ソーシャル・インクルージョン）を進め、一人ひとり異なる個性や価値観などの多様性（ダイバーシティ）をまちの活力とすることを、本市の多文化共生の方向性として示しています。



静岡市多文化共生のまち推進条例



## 2) 計画の基本的な考え方 / 計画の目標

## 計画の基本的な考え方

市内には、外国出身の人とともに暮らしています。文化や生活習慣が他の人と違うことは、現代の日本社会では当たり前のことであり、誰もが多文化共生の意識を持つことが大切です。

本市は、2022年に「静岡市多文化共生のまち推進条例」を定め、まちを挙げて多文化共生に取り組むこととしています。これは、外国人と日本人の共生のためだけではなく、市民一人ひとりの暮らしを豊かにするため、そして、将来にわたるまちの発展のためのものです。

この計画では「多文化共生のまち」の実現に向け、条例に定めた基本理念、施策の基本的事項（4つの柱）に沿って、市民主体のまちづくりを推進する事業展開を図ります。

市は、計画の施策を、国、県、静岡市国際交流協会や経済・教育関連、国連機関などと連携して取り組みます。

このことにより、2030年のSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の達成にも貢献します。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生のまち 全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。

（基本理念）

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての人々が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。  
 (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。  
 (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

施策の基本的事項（条例第7条～第10条）

生活環境の整備

教育の充実

地域における交流促進

担い手の育成

[各施策に共通するSDGs]

10 人と国の不平等をなくそう



# 3) 計画の目標

## 計画の目標

### 8年間のまちづくりビジョン

この計画の目標は、次のとおり、市民が「交流」と「協働」をキーワードとする共通のビジョンのもと、条例に示された「多文化共生のまち」の実現に向け、8年間のまちづくりを進めることとします。そして、4つの施策ごとに掲げる成果指標を達成します。

「多文化共生のまち」の実現に向け、多様な市民が交流し、協働して、誰もが住みやすいまちづくりを進める

### 多文化共生のまち（静岡市多文化共生のまち推進条例第2条）

全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち



# 第4章 施策の柱

# 1) 施策1 安心できる生活環境づくり

## ① 施策の方針

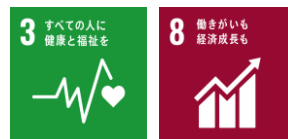
市民の安心な生活のためには、たとえ日本語や日本の生活習慣に慣れていないとしても、困惑することなく行政サービスを受けられるようにしなくてはなりません。このため、やさしい日本語や多言語で、必要な時に必要な人に届くような分かりやすく、手に入りやすい行政情報の提供を行います。

相談窓口「静岡市多文化共生総合相談センター」について、国、県や関係機関との連携を深め、一層の機能強化を図ります。

また、外国から転入してきた市民も、日本での生活に必要な知識等を得て、地域や職場などで個性を活かして、社会で活躍することが期待されます。一人ひとりの生活状況に合わせた支援に、市民や事業者・団体と協働して取り組みます。

### 【関連SDGs】

- 3 すべての人に健康と福祉を  
8 働きがいも経済成長も



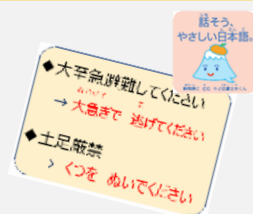
### (生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

## ③ 主要事業

### やさしい日本語の普及

日本語の理解やコミュニケーションに困難を抱える人に配慮した「やさしい日本語」を行政情報の提供や、講座の開催により広めます。



## ② 成果指標

「静岡市はとても暮らしやすい」と思う外国籍市民の割合



### 設定の理由

生活への安心感については、調査時点の社会経済情勢等により左右される懸念を含みます。しかしながら、この施策の成果を特に受けられる外国籍市民の意見を指標とし、2020年度の外国人住民アンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。「まあまあ暮らしやすい」と答えた人の3分の1が「とても暮らしやすい」に移行し、過半数を超える人が「静岡市はとても暮らしやすい」と回答することを目標としました。

### 多文化共生総合相談センター

日本語に慣れていなくても気軽に何でも相談できる窓口の運営

### ライフステージ別支援（子育て、就労、福祉等）

生活状況に寄り添う情報提供とサポート

### 災害多言語支援センター

外国語による災害時の情報提供や避難所の巡回支援

# 2) 施策2 教育の機会や場づくり

## ① 施策の方針

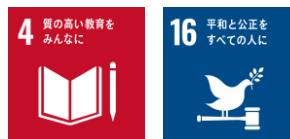
国籍や民族等による差別的扱いをなくし、多文化共生の意識を市民に根付くようしなければなりません。

このため、学校教育や生涯学習の場において、子どもから高齢者までの幅広い世代が、外国や日本の文化への理解を深め、国籍を超えて共通のテーマで話し合う、学び合いの機会を増やします。

また、市民が日本語のコミュニケーションに困難を抱えていても、学校や社会において円滑な生活を送ることができるための支援や、学校や地域における日本語教育を強化します。

### 【関連SDGs】

4 質の高い教育をみんなに  
16 平和と公正をすべての人に



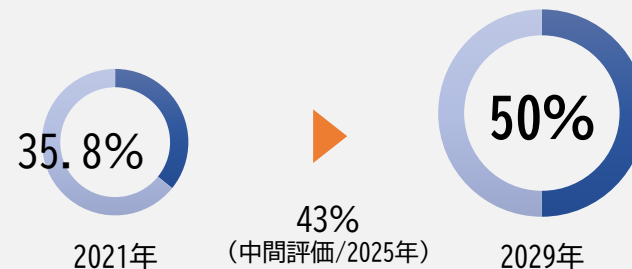
### (教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

## ② 成果指標

「多文化共生が重要である」と思う日本国籍市民の割合



多文化共生のまちづくりアンケート調査

※中間評価から外国籍市民も対象に同様の調査を実施  
※ヒアリングなど補足調査を実施

### 設定の理由

多文化共生に係る教育の機会や場づくりを通し、文化や生活習慣が異なる市民の相互理解を深め、本市が多文化共生のまちを目指す意義を知ってもらうことが大切です。特に日本国籍市民の意見を指標とし、2021年度の多文化共生のまちづくりアンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。「どちらかといえば重要」と答えた人の3分の1が「重要である」に移行し、過半数を超える人が「多文化共生を重要である」と回答することを目標としました。

中間評価時には、外国籍市民にも同様の質問で調査し、市民全体の多文化共生意識を高めることを目標とします。

## ③ 主要事業

### 多文化共生のまち推進講座

市民や市民グループが講師となって座学やワークショップを通して多文化共生のまちについて学ぶ講座を開きます。



### 未就学児童から高齢者までの国際理解講座

外国の文化や習慣を学ぶ講座の開催

### 児童生徒の日本語指導、生活者のための日本語教室

生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供

### 国際的視点のための座談会

国際的なテーマについて国籍を超えて学び合う場づくり

# 3) 施策3 地域における交流の場づくり

## ① 施策の方針

多文化共生のまちの推進には、広い市域のあらゆる地域の中で、隣近所の住民どうしの交流が大切です。例えば、ゴミ出しや騒音のトラブルの解消など、現在も外国籍市民が多く生活する地域では、自治会・町内会を中心に先進的な地域参画促進の取組が見られます。

このような取組を市内各地に広めるとともに、やさしい日本語を通じたコミュニケーションを充実させていくことで、市民の学び合いや助け合い、社会参画を促進し、多文化共生の意識向上を図ります。

さらに、市や市民主体の行事やイベントなどで、多様な文化や生活習慣への理解を深められる交流機会の創出や支援をしていきます。これら関連事業を集中して行う「多文化共生月間」を定めるなどして、多文化共生の効果的な啓発を行います。

### 【関連SDGs】

- 11 住み続けられるまちづくりを  
17 パートナリシップで目標を達成しよう

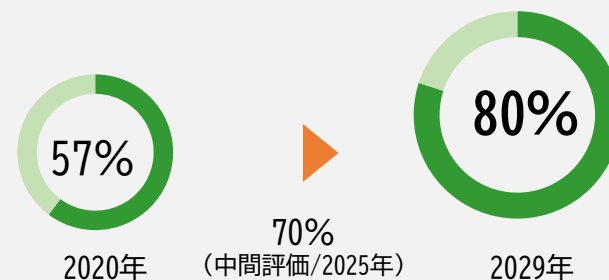


### (地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

## ② 成果指標

### 地域活動・文化活動等に参加する外国籍市民の割合



外国人住民アンケート調査

※ヒアリングなど補足調査を実施

地域活動・文化活動等・・・「自治会・町内会の清掃やイベント」「お祭り」「スポーツ」「自分の言葉・文化を日本人に教える」「日本語・日本文化を習う」「福祉活動（お年寄りのケアなど）」「日本で暮らしている同じ出身国の人や、他の外国人を助ける」など

### 設定の理由

地域における交流の進展度合いの測定材料として、特に外国籍の市民が地域活動や文化活動などに参加できているかどうかを指標としました。2020年度の外国人住民アンケート調査（無回答を除く。）で、参加している活動についての問いに「何も参加していない」と答える人が43%あり、20%に半減することを目標としました。

## ③ 主要事業

### 多文化交流イベント

国籍や民族等を超えた文化体験やゲームなどの交流プログラムを楽しめるミニイベントを市内各地で開きます。



### 静岡わいわい ワールドフェア

外国の食や文化に気軽に触れられる、市民イベントの開催

### 多文化共生交流 スポット整備

文化や生活習慣が異なる人々の出会いと交流の場づくり

### 地域のお祭り ・交流参加促進

お祭りやスポーツなどでの多文化交流や参加の促進

## 4) 施策4 多文化共生のまちの担い手づくり

## ① 施策の方針

文化や生活習慣に関わらず、誰もがみんな静岡人（ともに静岡市で生活する仲間である）という共通認識のもと、国籍や民族、世代を問わず、多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む人材の育成、ネットワーク化に取り組みます。

市民一人ひとりの個性を尊重した活動や学び合いを推進します。

「安心できる環境づくり」、「教育の機会や場づくり」、「地域における交流の場づくり」の各施策の担い手づくりに市民、事業者・団体、行政が協働して取り組めるよう施策展開を図ります。

## [関連SDGs]

- 11 住み続けられるまちづくりを  
17 パートナーシップで目標を達成しよう



## (担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

## ② 成果指標

## 市の多文化共生関連事業における協働者数



事業進捗状況調査

※ヒアリングなど補足調査を実施

協働者数…事業計画に登載する多文化共生関連事業（各種講座、日本語学習支援、イベント、外国人のための防災訓練など）で、国籍や有償・無償を問わず、市や静岡市国際交流協会と協働する人の数

## 設定の理由

多文化共生の担い手を育成し、市の多文化共生に関連する啓発事業、生活支援、教育、地域交流促進などの事業で、協働する市民ボランティア（有償・無償問わず）の数を指標としました。市民が活躍する場面は、市との協働事業に限られたものではありませんが、活躍機会やしくみを率先してつくり現状値から倍増する目標としました。

現状値…多文化共生啓発事業交流プログラム運営メンバー、静岡わいわいワールドフェア運営委員・ボランティア、外国人防災リーダー、日本語ボランティア、学校教育における日本語指導員、適応相談員、学生ボランティアの合計

## ③ 主要事業

## 多文化共生サポーター養成講座

様々な文化や生活習慣を持つ市民どうしの学び合いや助け合いを推進する市民サポーターを養成します。



## 自治会・町内会、事業者向け研修

地域や職場で多文化共生を広める担い手の養成

## 日本語教育人材育成

日本語を学びたい人をサポートする人の育成と活動支援

## 多文化共生ボランティア交流会

多文化共生に取り組む人と人とのネットワーク化



# 第5章 計画の推進体制

# 1) 計画の推進体制

## ① 審議機関

### 静岡市多文化共生協議会

この計画策定にあたり、答申をいただいた市附属機関「静岡市多文化共生協議会」については、条例に規定があります。

計画策定または変更の際の答申のほか、多文化共生のまちの推進に関する施策や重要事項について審議します。有識者や関係団体代表者のほか、外国籍、日本国籍双方の市民の立場からの意見を聴く機関としても機能します。

## ② 検討組織

### 多文化共生推進会議・関係課長会議

市内部組織として、毎年度の計画関連事業の進捗状況の把握と計画変更の検討は、局長級の多文化共生推進会議及び多文化共生関係課長会議が担います。

これらの庶務は、観光交流文化局国際交流課が担当し、市民の意見聴取や他都市事例の調査研究、一般財団法人静岡市国際交流協会と役割分担等の調整を行うとともに、全庁的な情報共有のもと、事業を所管する課が必要な予算措置を行います。

(静岡市多文化共生協議会)

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

(組織)

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者
- (4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者

3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

## 年間スケジュール

推進体制		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議	○ 静岡市多文化共生協議会		◆ 諮問(重要事項)		◆ 審議		◆ 審議				◆ 答申		
検討	○ 多文化共生推進会議 ○ 多文化共生関係課長会議 ○ 関係課(事業予算化)			◆ 進捗管理	◆ 重点事業		● 全体事業		◆ 進捗管理	◆			◆ 市議会の議決

# 第6章 日本語教育推進基本方針

# 静岡市日本語教育推進基本方針

参照：日本語教育の推進に関する国の動き【 [関連ページ P14](#) 】

## ① 静岡市における日本語教育の現状と課題

### 現状

「外国人住民アンケート2020」で、外国籍の市民の日本語能力を調査したところ、日本語の「会話」「読み」「書き」に全く困らない人は、国籍や在留資格による違いがあるものの、それぞれで3割以下となっています。特に、「読み」「書き」については、外国籍市民の4分の1以上を占める「永住者」の在留資格を持つ人でも、3割程度しかない状況です。

また、全体で「読み」が全くできない人も約5%いる状況ですが、簡単な漢字やフリガナを付ければ4人に3人が読めることから、「やさしい日本語」によるコミュニケーションがある程度有効であることが分かります。

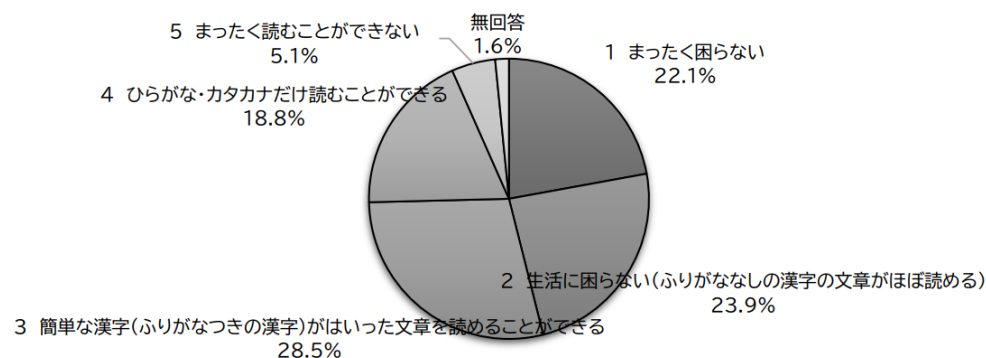
アンケートからは、日本語を学ぶ意向があっても、時間がないことなどを理由に学ぶことができていない人も多く、言葉の壁が日常生活における最大の悩みとなる実態もうかがえます。

本市における日本語教育は、市民団体や一般財団法人静岡市国際交流協会による「生活のための日本語学習支援」、大学や日本語教育機関、企業などによる「学問としての日本語教育」や「進学、就労のための日本語教育」、教育委員会による「児童生徒の日本語指導」が実施されています。

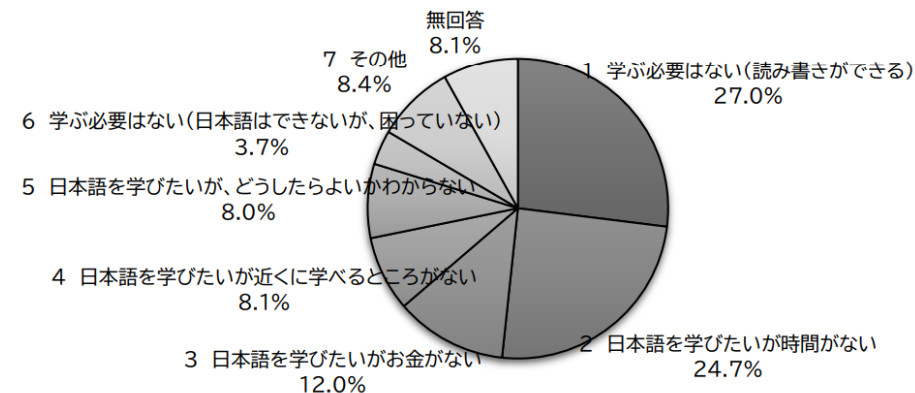
特に「生活のための日本語」と「児童生徒の日本語指導」は、生活者やその子どもを対象としていることから、地域社会や学校生活への適応施策として国の支援を受け、自治体が主体的に取り組むよう求められています。

なお、日本語教育は、外国籍の市民に限らず、外国からの移住者や家庭環境により日本国籍であっても日本語が不慣れな人も対象となるものです。

日本語を「読むこと」はどれくらいできますか？（静岡市）



日本語を学ぶことについてどう思いますか？（静岡市）



# 静岡市日本語教育推進基本方針

## ① 静岡市における日本語教育の現状と課題

### 課題

条例は「市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする」と規定しています。

日本語は、日本での生活の様々な場面で意思疎通の基礎となるほか、日本の文化や生活習慣、価値観を知る面においても、ともに暮らす日本語に不慣れな市民の習得を推進する必要があります。また、日本語教育による学ぶ人と教える人との交流は、職場や学校と家庭だけの単調な生活になりがちな人にとって、第3の居場所（サードプレイス）となり、生活を豊かにする場にもなります。

この計画において、市民どうしの助け合いや学び合いなどの交流と協働によるまちづくりを進めていく上で、日本語教育の充実に取り組む必要があります。

有識者、日本語教育に関わる市民団体や企業の代表者、市教育委員会とともに、地域の日本語教育や子どもの日本語教育についての課題などを協議する「地域日本語学習推進総合調整会議」（事務局：一般財団法人静岡市国際交流協会）から、2021（令和3）年度に次のような市の取組への意見が示されました。

- 市の日本語教育の全体像の提示
- 日本語学習機会の十分な提供
- 言語保障の観点からの行政サービスとしての実施
- 転入時の日本語教育についての十分な情報提供
- 日本語学習支援の担い手養成（研修などの実施）
- 児童生徒の安定的、継続的な学習環境の整備
- 外国につながる児童生徒と保護者への市内同一の教育や情報、情報の入手手段の提供
- ICTの活用による児童生徒、保護者、学校との意思疎通

## ② 基本方針

市は、条例が定める多文化共生のまちの推進に寄与する日本語教育の推進について、市民主体の取組を促進し、次の基本方針を定めて施策に取り組みます。

施策の実施は、国、県、静岡市国際交流協会や経済・教育関連、国連機関などと連携します。このことにより、2030年のSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の達成にも貢献します。

**日本語を学びたい人が、安定して日本語教育を受けられるよう、日本語教育に携わる市民、事業者、学校、関係機関とのネットワーク強化、指導者や学習支援者の育成、情報提供の充実に取り組みます。**

### 〔関連SDGs〕

- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



## ③ 主要事業

**児童生徒の日本語指導、生活者のための日本語教室**

生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供

**日本語教育人材育成**

日本語を学びたい人をサポートする人の育成と活動支援



# 【参考】在留資格一覽

在留資格	該当例	在留期間 *指定期間=法務大臣が個々に指定する期間	市内人数
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	0
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	0
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	19
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月	0
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	12
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月	0
高度専門職 1号	ポイント制による高度人材	5年	13
高度専門職 2号		無期限	2
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	46
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	0
医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	11
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	0
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	67
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月	1,027
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	33
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月	5
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	6
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	146
特定技能 1号	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月	491
特定技能 2号	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月	0
技能実習 1号	技能実習生	指定期間(1年を超えない範囲)	715
技能実習 2号		指定期間(2年を超えない範囲)	416
技能実習 3号		指定期間(2年を超えない範囲)	325
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月	4
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	—
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	指定期間(4年3月を超えない範囲)	1,741
研修	研修生	1年、6月又は3月	3
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	指定期間(5年を超えない範囲)	722
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は指定期間(5年を超えない範囲)	232
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	3,029
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月	562
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	121
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は指定期間(5年を超えない範囲)	509
特別永住者	入管特例法の規定に基づき本邦で永住することができる者	無期限	979

【参照】法務省出入国在留管理庁資料、住民基本台帳(令和4年12月末) ※「短期滞在」の市内人数は集計なし

# 【参考】静岡市多文化共生のまち推進条例

しずおかしたぶんかきょうせい すいしんじょうれい  
静岡市多文化共生のまち推進条例(令和4年条例第27号) 令和4年7月12日施行

しずおかしたぶんか いろいろなところから やってきて、ともに生活している人たちがいます。持っている文化はひとりひとりちがいますが、みんなこのまちで学び働き暮らしている仲間である「静岡市」です。

わたしたちはそれぞれの文化を大切にしています。私たちはお互いに助け合ったり学び合ったりしていきます。私たちはみんなのためにひとりひとりの個性を活かしていきます。そして誰ひとり取り残さずみんなで幸せに生活できるまちをつくります。

このため私たちはこのまちのきまりをつくります。

## (目的)

第1条 この条例は、多文化共生のまちの推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともにこれらにのっとり多文化共生のまちの推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、多文化共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 多文化共生のまち 全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。
- 2) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において事業を行い、若しくは活動を行う個人をいう。
- 3) 事業者 市内において事業を行う者をいう。

## (基本理念)

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 1) 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
- 2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
- 3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

## (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

## (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進の重要性を理解し、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者等の責務)

第6条 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、基本理念にのっとり、事業活動又は地域活動において多様な文化又は生活習慣を持つ市民が活動し、又は活躍することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

## (教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

## (地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

## (担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (多文化共生推進計画)

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

## (静岡市多文化共生協議会)

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

## (組織)

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者

(4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者

3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

## (委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第16条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 協議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (席務)

第18条 協議会の席務は、観光交流文化局において処理する。

## (協議会の運営に関する委任)

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に静岡市附属機関設置条例(平成30年静岡市条例第17号)別表第1の静岡市多文化共生協議会(以下「附属機関条例協議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同日における附属機関条例協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## Special Thanks

静岡市多文化共生協議会委員(第10期/2023年度)

伊藤 洋子 様

磐村 文乃 様

小川 毅 様

加藤 伶奈 様

ゴー グエン ゴック ترام 様

パメラ ジュール 様

高畑 幸 様

長阪 有美奈 様

中島 一彦 様

中村 直保 様

野田 敏郎 様

ホリウチ アリッセ イズミ 様

松永 秀昭 様

パブリックコメントでご意見を提出していただいた皆様

### 静岡市多文化共生推進計画2023-2030

発行年月:2023(令和5)年3月

発行:静岡市 観光交流文化局 国際交流課

住所:〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話:054-221-1303

静岡市ウェブサイト  
「多文化共生のまちづくり」

